

知的所有権ニュース (2020年2月)

〒392-0015
長野県諏訪市中洲1602-3
三枝特許事務所
TEL:0266-53-4197
FAX:0266-58-8602
E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

大寒の頃でも降雨がある珍しい年です。暖かさを感じつつ、何年か前のような大雪が降らないことを願っています。世間では簡単に塩カルを撒いていますが、車好きの私としては車が傷まないためにも不要な塩カルの撒布は避けてほしいと思います。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやフアクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 東京地裁及び大阪地裁で知財調停手続が開始されました。

少し前ですが、昨年10月1日より、東京地裁と大阪地裁の知財専門部による知財調停制度が開始されています。知財専門家による秘密性、迅速性を備えた新たな紛争解決手段としての活用が期待されています。

詳細は、以下のアドレスまで。

⇒ http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/13/Vcms3_00000618.html

2. 特許法等の改正法の施行期日が決定されました。また、意匠審査基準の改訂案、商標審査基準の改訂案がパブリックコメント手続に付されました。

令和元年の改正法の主な施行期日が令和2年4月1日に決定されました。

また、改正法に対応する意匠審査基準の改訂案がパブリックコメント手続に付され、パブリックコメントに対する回答が出されました。今後、審査基準に従って具体的な運用が開始されるものと思われます。

さらに、商標審査基準の改訂案もパブリックコメント手続に付されました。この改定案の内容は、立体商標の保護範囲の実質的な拡大に関するものであって、店舗等の外観・内装を含む立体商標に係る記載を中心とした改訂となっています。ポイントは次のとおりです。

- (1) 現行審査基準の立体商標の項を論点ごとに整理するとともに、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加（商標法第3条第1項柱書）。
- (2) 商品等の形状からなる立体商標の識別力の審査について、商標審査便覧に記載されている判断基準を追記。また、建築、不動産等を指定役務とする場合に、立体商標の形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは識別力無しとする判断について、建築物の形状に「内装」の形状を含むことを追記（商標法第3条第1項第3号）。商標法第3条第1項第3号に該当しない店舗等の形状か

らなる立体商標についても、上記3号と同様の趣旨から必要な修正を行った（商標法第3条第1項第6号）。

（3）立体商標における出願商標と使用商標との同一性判断において、商標を構成しない部分を考慮しないことを追記（商標法第3条第2項）。

（4）立体商標の類否判断において、商標を構成しない部分を除いて、商標全体として考察すること、及び位置商標との類否関係を追記（商標法第4条第1項第11号）。

（5）出願時に著名となっている、他人の建築物の「内装」の形状及び建築物に該当しない店舗等の形状は、出所の混同を生じるものと判断することを追記（商標法第4条第1項第15号）。

（6）商標の詳細な説明の記載による立体商標の特定の考え方について、新しいタイプの商標に準じて整理し、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加（商標法第5条5項）。

（7）立体商標の要旨変更について、新しいタイプの商標に準じて整理（商標法第16条の2）。

3. 商標のファストトラック審査の運用が変更されることとなりました。

現在、商標の審査期間が1年前後と遅くなっていることを考慮し、指定商品・役務の記載が基準と同一である出願に対しては、約2か月ほど審査開始時期を早めるというファストトラック審査が行われています。

しかしながら、この運用でも十分とは言えないことから、2月1日以降の出願分からファストトラック審査の審査開始時期を約6か月早めることとなりました。

詳細は以下のアドレスまで。

⇒ https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の本年度の相談日は終了しています。

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和2年 2月20日（木） 諏訪商工会議所

令和2年 3月17日（火） テクノプラザおかや